

中央航空株式会社所属
セスナ式A150K型JA3521
に関する航空事故報告書

昭和52年8月18日
航空事故調査委員会議決（空委第37号）

委員長	岡田實
委員	山口真弘
委員	諏訪勝義
委員	上山忠夫
委員	八田桂三

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

中央航空株式会社所属セスナ式A150K型JA3521は、昭和52年3月21日10時25分ころ、茨城県竜ヶ崎市半田町の竜ヶ崎飛行場において、訓練飛行を終え着陸後、駐機場へ地上滑走中、エプロンに定置されていた燃料補給用のタンクローリー車に右翼端を接触させ、中破した。

当該機は、機長のみがとう乗していたが、死傷はなかった。

1.2 航空事故調査の概要

昭和52年3月23日 現場調査

1.3 原因関係者からの意見聴取

昭和52年8月26日 意見聴取

158001

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

事故当日、機長は単独飛行による連続離着陸訓練のため、竜ヶ崎飛行場を09時25分に離陸し、約1時間後訓練を終了して異常なく着陸した。

機長は誘導路を経てエプロンに入った後、機首を左斜めに変向し、スポットに向けエンジン回転速度約800 rpm、滑走速度約6キロメートル/時で地上滑走した。

当該機が進行方向右斜め前方に定置されていた燃料補給用のタンクローリ車から約35メートルの位置に進行した時、機長は約25メートル前方の水溜り（16メートル×8メートル、深さ約1センチメートル）を発見したので、これを回避するため約10度右に変針し、タンクローリ車及び水溜りをクリアできるものと判断して、そのまま直進を続けた。

約20メートル進行したころ（タンクローリ車から約10メートル手前）から機長は左方の駐機予定スポット、及び水溜りに注意を集中させている中に、「どすん」という音とともにショックを感じ、同機の右主翼先端がタンクローリ車運転席右前部サイドミラー付近に接触したことを知り、直ちに同機を停止させた。（付図参照）

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

死 傷	と う 乗 者		そ の 他
	乗 組 員	そ の 他	
死 亡	0	0	—
重 傷	0	0	—
軽 傷	0	0	—
な し	1	0	

2.3 航空機の損壊の程度

中破

2.4 航空機以外の物件の損壊

燃料補給用タンクローリ車運転席右前部サイドミラー付近に凹み。

158002

2.5 乗組員に関する情報

機長 大正12年2月4日生
操縦練習許可書 東第1410号
有効期間 昭和52年2月8日から昭和53年2月7日まで
総飛行時間 104時間06分
同型飛行時間 97時間41分
最近30日間の飛行時間 12時間10分

2.6 航空機に関する情報

型式 セスナ式A150K型
製造年月日 昭和44年10月20日
製造番号 A15000085
耐空証明書 第東51-551号
有効期間 昭和52年3月15日から昭和53年3月14日まで
総使用時間 3,999時間49分
耐空検査合格後の使用時間 7時間23分

2.7 気象に関する情報

竜ヶ崎飛行場における事故当日10時25分に観測された気象情報は次のとおりである。
晴，視程30キロメートル，風向60度，風速8ノット，気温12度C，QNH30.42

2.8 航空機の損壊の状況

- (1) 右主翼翼端前縁に凹み（長さ15センチメートル，幅3センチメートル，深さ1センチメートル）及び擦過痕。
- (2) 右主翼後桁の曲り及び外板バックリング。

158003

3 事実を認定した理由

3.1 解析

3.1.1 事故当時の気象は事故に関連はなかったものと推定される。

3.1.2 調査の結果、当該機の操縦系統に異常は認められなかった。

3.1.3 機長は水溜りを避けるため変針した後、そのまま直進してタンクローリ車に接触していることから、タンクローリ車との間隔を誤判断していたものと認められる。

3.1.4 機長が回避することなくタンクローリ車に接触し、かつ接触後にその事態に気付いたことは、当該接触前に機長が駐機予定のスポット及び水溜りに注意が集中しすぎて、右側方に対する見張りがおろそかになったためと認められる。

4 結論

- (1) 機長は適法な資格を有していた。
- (2) JA3521は有効な耐空証明を有し、操縦系統に異常は認められなかった。
- (3) 事故当時の気象は事故に関連はなかったものと推定される。
- (4) 機長はタンクローリ車との間隔を誤判断して進行を続けた。
- (5) 機長はタンクローリ車に接触前、駐機予定のスポット及び水溜りに注意が集中しすぎて、右側方のタンクローリ車に対する見張りがおろそかになった。

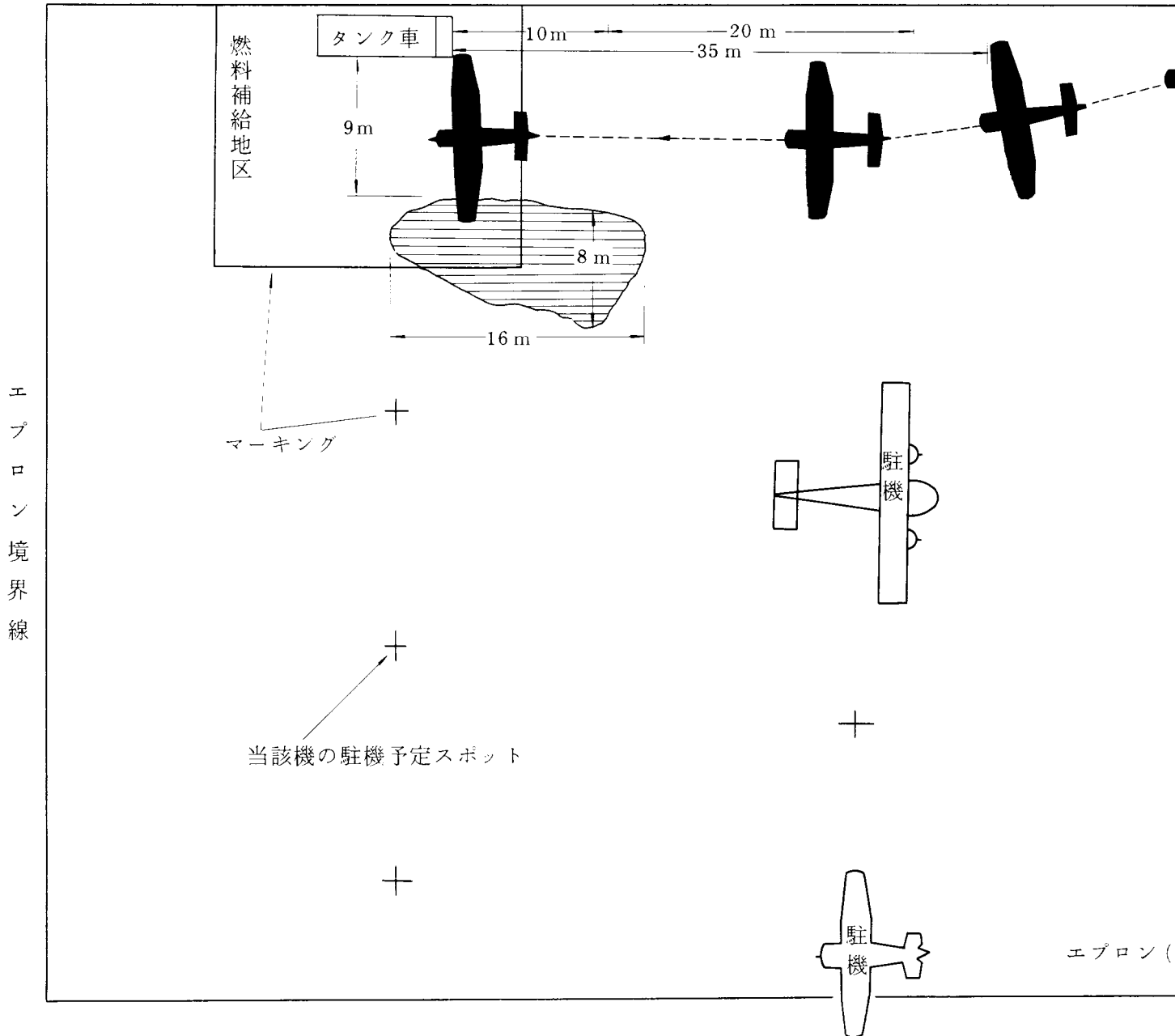
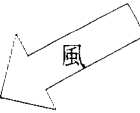
原因

本事故は、機長が地上滑走中駐機予定のスポット及び水溜りに注意が集中しすぎて、タンクローリ車に対する見張りがおろそかになったことによるものと認められる。

158004

事故当時の駐機場概略図

縮尺 1 / 400



158005-1

事故当時の駐機場概略図

縮尺 1 / 400

